

平成20年 3月28日

株主のみなさまへ

エルナー株式会社

### 第72期期末配当に関するご説明

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社は、平成20年3月28日開催の第72回定時株主総会において、第72期期末配当を実施することを決議し、平成20年3月31日より配当金のお支払いを開始させていただきますが、当該配当金の原資は「資本剰余金」であることから「資本の払戻し」に該当し、税務上の「配当所得（みなし配当を含む）」にあたらぬ部分がございますので、そのお取扱い等について、ご案内させていただきます。

具体的な取得価額の計算、当社株式のご売却による譲渡所得税額の計算については、株主のみなさま個々のご事情によって異なりますことから、「今回の配当金の税務上のお取扱いについて」をご高覧いただきましたうえで、大変お手数ですがお取引の証券会社、最寄りの税務署等にご相談いただきたくお願いいたします。

なお、証券会社で「特定口座」をご利用の株主様の取得価格の調整方法等は、口座の種類により処理方法が異なりますので、お取引の証券会社にご確認ください。また、今回の配当金は一部（みなし配当部分）を除き、配当所得ではありませんので、配当控除の対象とはなりません。確定申告の際はご注意ください。

敬 具

今回の配当金の税務上のお取扱いについて

(1) 今回の配当金の所得区分について（所得税法第24条、第25条等）

今回の当社配当金は、資本剰余金を原資としており、資本の払戻しとしてのお取扱いとなります。

今回の当社配当金の一部は、税法の規定により「みなし配当」に該当いたします。「みなし配当」は配当所得として扱われ、所得税等の源泉徴収が必要となります。

今回の当社配当金のうち「みなし配当」以外の部分は、配当所得でないため、所得税等の源泉徴収はございません。また、配当控除の対象にもなりません。

「みなし配当」以外の部分につきましては、(2)の計算式により「みなし譲渡損益」が発生いたしますのでご注意ください。

(2) みなし譲渡損益について（租税特別措置法第37条の10）

税法の規定により、株主のみなさまに「みなし譲渡損益」が生じます。

以下の「収入金額とみなされる金額」から「所得価額」を控除した金額が、譲渡所得等に該当いたします。

(みなし配当額は(5)、純資産減少割合は(4)をご参照ください。)

収入金額とみなされる金額	=	払戻し等により取得した 金銭等の価額の合計額	-	みなし配当額
取得価額	=	従前の取得価額の合計額	×	純資産減少割合
みなし譲渡損益 ( - )	=	収入金額とみなされる金額	-	取得価額

(3) 取得価額のお取扱いについて（所得税法施行令第114条第1項）

税法の規定により、株主のみなさまの当社株式の取得価額が調整されます。  
調整式は以下のとおりです。（純資産減少割合は(4)をご参照ください。）

$$\boxed{\text{1株当たりの新しい取得価額}} = \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} - \left( \boxed{\text{1株当たりの従前の取得価額}} \times \boxed{\text{純資産減少割合}} \right)$$

(4) 個人株主のみなさまへのご通知事項

所得税法施行令第114条第5項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合（資本の払戻しに係る所得税法施行令第61条第2項第3号に規定する割合）	0.015 (小数点以下3位未満切り上げ)

(5) 法人株主のみなさまへのご通知事項

法人税法施行令第23条第4項に規定する事項	ご通知事項
金銭その他の資産の交付の起因となった法人税法第24条第1項各号に掲げる事由	資本の払戻し
その事由の生じた日	平成20年3月31日
みなし配当額に相当する金額の1株あたりの金額	1.1340596707 (小数点以下10位未満切り捨て)

法人税法施行令第119条の9第2項に規定する事項	ご通知事項
純資産減少割合	0.015 (小数点以下3位未満切り上げ)
減少した資本剰余金の額	154,792,698円

**みなし配当額について**

お持ちの株数に1株あたり1.1340596707を乗じ、計算結果の円未満を切り捨てた額が「みなし配当額」となり源泉徴収されています。

同封の「第72期期末配当金領収証」または「第72期期末配当金計算書」により、みなし配当額・所得税・住民税額をご高覧願います。

**みなし譲渡損益について**

(2)の算式により「みなし譲渡損益」を算出いたします。

[例] 当社の株式を300円で2,000株購入していた場合

収入金額とみなされる金額

$$= 3 \text{円} (1 \text{株あたり配当額}) \times 2,000 \text{株} - 2,000 \text{株} \times 1.1340596707 = 3,731 \text{円} (円未満切り捨て)$$

$$\text{取得価額} = 600,000 \times 0.015 = 9,000 \text{円} (円未満切り上げ)$$

$$\text{みなし譲渡損益} ( \quad - \quad ) = 3,731 - 9,000 = -5,269 \text{円} (この場合はみなし譲渡損)$$

**取得価額の調整について**

(3)の算式により「取得価額の調整」が必要となります。

[例] 当社の株式を1株あたり300円で2,000株購入していた場合

$$\text{新しい取得価額} = 300 \text{円} \times 2,000 \text{株} - 300 \text{円} \times 2,000 \text{株} \times 0.015 = 591,000 \text{円} (円未満切り上げ)$$

今回の配当（利益剰余金を原資とせず資本剰余金を原資とする）で、株主さまが通常の配当（利益剰余金を原資とする配当）と違う処理をしていただく事項について

1. 「みなし配当額」については源泉徴収済みですので、原則として確定申告不要です。（配当所得として確定申告も可）
2. 資本の払戻しに係る「みなし譲渡益」の課税については、特定口座での計算対象ではないので、原則として「確定申告」が必要となりますが、計算対象とする証券会社もございますのでお取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
  - (1) 特定口座の源泉徴収口座の方は、お取引先の証券会社にお問い合わせください。
  - (2) 特定口座の(1)以外の口座の方は、みなし譲渡損益が発生するため「確定申告」が必要となります。
  - (3) 一般口座あるいは個人で株券をお持ちの方は、みなし譲渡損益が発生するため「確定申告」が必要となります。
3. 「取得価額の調整」が必要となります。
  - (1) 株券を証券会社へお預けの方  
証券会社が取得価額の調整を行ないますが、全ての証券会社の実施するとは限りませんので、お取引の証券会社にご確認をお願いいたします。
  - (2) 株券を個人でお持ちの方  
実際に売却される時点で、前述の「取得価額の調整」後の「新しい取得価額」で売却損益を計算することになります。

#### 確定申告について

- ・ 確定申告は、本年1月1日より12月31日までの、当社の株式を含めた全ての株のお取引が対象となります。
- ・ 株式等の「譲渡益」の場合、給与を1か所から受けていて、かつその収入金額が2,000万円以内であり、各種の所得金額（給与所得、退職所得を除く）の合計額が年間20万円までの方は申告不要です。但し、当社以外の株取引全体での申告の要否となりますことにご留意をお願いいたします。
- ・ 「譲渡損」の場合でも、申告をされないと3年間の損失繰越控除の権利が発生しなくなります。また、前記但し書きと同様当社以外の株取引全体での申告の要否となりますことにご留意をお願いいたします。
- ・ 上記確定申告不要に該当しても、各種控除（例：医療費控除等）を行なう方は本件の申告が必要となります。株主のみなさま個々のご事情によって異なりますため、詳細は最寄りの税務署もしくは国税庁のホームページをご参照願います。

このお知らせは、今回の配当金の税務上のお取扱い、税法の規定により株主のみなさまにご通知すべき事項をご説明するものであり、株主のみなさま個々のご事情によって異なりますことから全てを網羅するわけではございません。ご不明の点につきましては証券会社、税務署等にご確認くださいようお願い申し上げます。

このお知らせは、株主さまが今後当社の株式を売却する場合の「取得価額」の証明になりますので、保管くださるようお願いいたします。このご説明は当社ホームページ (<http://www.elna.co.jp>) 上にも掲載いたします。

